

船舶事故調査報告書

令和6年7月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 伊藤 裕 康（部会長）
 委員 上野 道 雄
 委員 岡本 満喜子

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和5年8月13日 15時30分ごろ
発生場所	愛媛県今治市小島北方沖 小島東灯標から真方位010° 240m付近 （概位 北緯34° 07.9′ 東経132° 59.1′）
事故の概要	プレジャーボート尾美丸は、西南西進中、船体が上下に動揺し、前部甲板に腰を掛けていた同乗者1人の体が宙に浮いて落下し、負傷した。
事故調査の経過	令和5年11月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 尾美丸、2.0トン EH3-47887（漁船登録番号）、個人所有 6.17m（Lr）×2.20m×1.02m、FRP ガソリン機関、84.60kW、平成11年5月15日 第281-36891号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 51歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年1月10日 免許証交付日 平成31年4月23日 （令和7年1月9日まで有効） 同乗者A 54歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aほか5人（以下「同乗者B」、「同乗者C」、「同乗者D」、「同乗者E」及び「同乗者F」という。）を乗せ、今治市の馬島東方沖から小島に向かい、小島西方沖を経由して戻る予定で、来島海峡内をクルージングしようと令和5年8月13日15時00分ごろ同市砂場町の海岸（以下「出航場所」とい

う。)を出航した。(写真1参照)



写真1 本船

船長は、操舵区画の右舷側に立って、舵輪及び船外機のリモコンレバーを使用して手動操舵により操船に当たり、同乗者A及び同乗者Bが船首部付近にある物入れの上に腰を掛け、同乗者Cが操舵区画の左舷側に立ち、同乗者D、同乗者E及び同乗者Fが後部甲板にある物入れの上に腰を掛けていた。(図1、写真2参照)

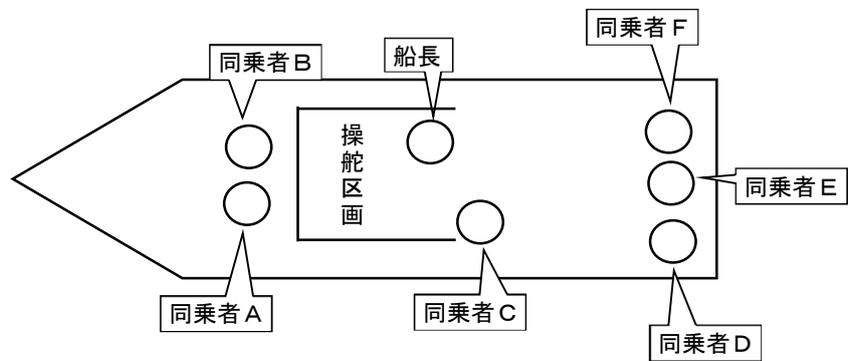


図1 乗船者等配置図



持ち手

写真2 同乗者Aの着席状況（再現）

船長は、馬島北東方沖を約15ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西南西進中、来島海峡航路を南東進するコンテナ船（以下「本件コンテナ船」という。）を左舷船首方に認めた。

船長は、本件コンテナ船と左舷対左舷で航行したのち、左転して本件コンテナ船の後方100m付近を航行して、来島海峡航路を横断し小島西方沖に向かうことにした。

船長は、本件コンテナ船の通過に伴い波高約1mの航走波を認め、本船を減速させようと右手でリモコンレバーを少し戻した。

本船は、少し減速した状態で西南西進中の15時30分ごろ、航走波により船体が大きく2回上下に動揺した。

同乗者Aは、船体が動揺した際、体が宙に浮いて落下し、^{てんぶ}臀部を甲板上の物入れに強く打った。

船長は、同乗者Aの腰が痛いとの声を聞いたので、本船を停船させた。

船長は、同乗者Aに後部甲板に移動するか尋ねたところ、痛くて動けないとの返答があったので、一旦出航場所に戻ったが、その後も痛みが治まらないとの申し出があり、携帯電話で119番通報し、本船を今治市波止浜^{はしはま}の棧橋に回航した。

同乗者Aは、救急車で今治市内の病院に搬送され、^{ようつい}腰椎圧迫骨折と診断された。

（付図1 事故発生経過概略図 参照）

その他の事項

船長は、来島海峡付近を航行した経験が幾度もあり、来島海峡を通航する船舶の航走波を越えた経験も多かった。

船長は、同乗者Cに見張りを手伝ってもらい、その他の同乗者を各

	<p>自で着座させた。</p> <p>船長は、ふだん本船に乗り慣れている釣り仲間と航行することが多かったので、他船の航走波を越える際に船体動揺に関する注意喚起を行っていなかった。</p> <p>船長は、本事故時、航走波を越える際、船体が大きく動揺することを同乗者に注意喚起していなかったため、航走波に接近した際、同乗者に航走波のことを知らせるとともに、十分減速して航行すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本船に乗船した経験のある同乗者が少なかったため、出航前に、船体が動揺する際の対処方法を説明しておけば良かったと本事故後に思った。</p> <p>同乗者Aは、本船に乗船した経験があるものの、航走波を越える際の大きな動揺を経験したことがなかったため、航走波による船体動揺への対処の仕方を知らなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>運輸安全委員会が同種事故の再発防止を目的として発行している運輸安全委員会ダイジェスト*1及び地方版分析集*2によれば、波により船体が上下動する場合、旅客等を船体中央より後方の位置に乗船させることが必要であると分析されている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、来島海峡航路を約15knの速力で西南西進中、船長が、本件コンテナ船の航走波を認めた際、少し減速したものの、同じ針路で航行を続けたことから、船首方から航走波を受けて船体が大きく上下に動揺し、前部甲板に腰を掛けていた同乗者Aの体が宙に浮いて落下し、臀部を強く打ったことにより負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだん本船に乗り慣れている釣り仲間と航行することが多く、これまで、他船の航走波を越える際に釣り仲間は対応できていたことから、船体動揺に関する注意喚起を行っていなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が来島海峡航路を約15knの速力で西南西進中、船長が、本件コンテナ船の航走波を認めた際、少し減速したものの、同</p>

*1 運輸安全委員会ダイジェスト第35号「小型旅客船の安全運航に向けて～ドンッ！腰が痛い！小型旅客船における旅客の脊椎骨折事故の防止のために～」

https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No35_all.pdf

運輸安全委員会ダイジェスト第41号「遊漁船の安全運航に向けて～釣り客の脊椎骨折等事故の防止のために～」

https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/jtsbdigests/pdf/jtsbdi-No41_all.pdf

*2 地方版分析集「遊漁船・瀬渡船の事故防止のために！」

<https://www.mlit.go.jp/jtsb/bunseki-kankoubutu/localanalysis/04kobe/20210727kbanalysis.pdf>

	<p>じ針路で航行を続けたため、船首方から航走波を受けて船体が大きく上下に動揺し、前部甲板に腰を掛けていた同乗者Aの体が宙に浮いて落下し、臀部を強く打ったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、他船の航走波により船体が大きく動揺する可能性があるときは、十分な減速を行うこと。 ・ 小型船舶の船長は、大きな波などを横切るとき、同乗者に対し注意喚起するとともに、波の影響による船体の上下動で、体が浮き上がりにくい船体の重心に近い場所（船体中央より後方）に同乗者を移動させること。 ・ 小型船舶の船長は、船体の上下動が予測される場合、運輸安全委員会ダイジェスト（35号・41号）を参考にして同乗者を船体中央より後方の位置に乗船させること。 ・ 小型船舶の船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

